令和８年度 市民税 県民税 申告のお知らせ　弘前市

市民税・県民税の申告は、市民税・県民税・森林環境税を算定するためだけでなく、各種保険料の算定・軽減・給付金や手当支給などに反映されます。申告が必要な人は申告期限を守り申告してください。
申告会場が混み合うため、**自宅からの電子申告や郵送による申告書の提出にご協力をお願いします。**市民税・県民税の申告方法については下記、所得税の確定申告については3ページをご確認ください。

令和8年度変更内容（詳細は各ページをご確認ください）
〇市民税・県民税電子申告導入（下記①）　〇番号札配布開始時間変更（4、5ページ）　〇税制改正（9ページ）

申告期限　**令和8年3月16日（月）まで**

申告が必要な人　**2ページの市民税・県民税申告フローチャートにてご確認ください**

≪申告方法≫
弘前市では待ち時間無しで申告できる下記①・②・③、e-Tax（3ページ）をお勧めしています。

①【新】自宅などからスマホまたはパソコンとマイナンバーカードを用いて電子申告（eLTAX）

令和8年度分の市民税・県民税の申告より、eLTAX からマインバーカードを利用することにより、いつでもどこからでも申告できるようになります。本庁の申告会場では、無収入または非課税収入（遺族年金、障害年金、傷病手当、失業保険など）のみの人を対象に、電子申告をお手伝いします（必要なものは6ページ参照）。本庁ではお待ちいただく場合もございますのでご了承ください。その他の収入がある人で、電子申告を希望される人は市ホームページをご確認のうえ、ご自身で対応していただくようお願いします。

市ホームページはこちらから

②郵送申告（令和8年1月15日～令和8年3月16日）

送付先を書いた封筒（右下の送付先を切り取って貼ると便利です）に完成した**市民税・県民税申告書**（20ページ）と添付書類を入れて郵送で提出する方法（郵送時の切手の貼り忘れや料金不足等にご注意願います）

③申告書提出箱に提出

下記の場所に設置している提出箱に完成した**市民税・県民税申告書**（20ページ）と添付書類を投函し提出する方法（添付書類は申告書から外れないようにホチキス等で留めてご提出ください）
1.各申告会場 … 申告受付日（受付時間のみ）
2.市民税課（市民防災館2階） … 令和8年1月15日～令和8年3月16日（市役所開庁時間のみ）

【添付書類】
≪必須書類≫ 本人確認書類の写し（次の1～3のいずれか）
1.マイナンバーカード両面
2.通知カード（氏名、住所等に変更がない場合に限る）
　＋身元確認書類（運転免許証、障害者手帳、健康保険等の資格確認書など）
3.個人番号入りの住民票＋身元確認書類
≪該当する収入や控除がある場合の添付書類≫
・給与や年金の源泉徴収票の写し　・農業所得、営業等所得の内訳（18ページ）　・その他の所得の分かる書類の写し
・各種控除証明書の写し　・医療費控除の明細書（16ページ）※医療費の領収書は添付しないでください

【留意事項】
（1）申告書の控えや添付書類の返送を希望する場合は切手を貼った返信用封筒を同封してください。
　※控えの返送には時間がかかることがありますのでご了承ください。
（2）所得税の確定申告書の提出・お問い合わせは弘前税務署へお願いします。（※詳しくは3ページ参照）
（3）営業等・農業・不動産所得を申告する場合、領収書等は添付不要ですが、5年間の保管が必要です。

④順番を待って申告会場で申告（長時間お待ちいただく場合があります）

申告に必要なもの（6ページ）をお持ちいただき、職員との対面で申告をする方法です。
申告会場入口前にある**番号札**を取り、呼ばれるまで待機していただくため、混み具合によっては長時間お待ちいただく場合があります。申告会場にご来場する場合は**お住まいの地域ごとに会場と日程を指定**していますので**4～5ページ**をご確認ください。
営業等・農業・不動産収入がある場合は収支の内訳（18または19ページ）、医療費控除を受ける場合は医療費控除の明細書（16ページ）の作成をご自宅で済ませた上でご来場ください。未完成の場合、ご自身で作成してからの申告受付となります。

お問い合わせ先・申告書送付先
申告期間中は電話が大変混み合い、順次対応させていただいておりますが、折り返しのご連絡が夜間となる場合もあります。

〒036-8551　弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市役所　市民税課　市民税第二・三係　宛
電話：0172-40-7025、40-7026（直通）

市民税・県民税申告フローチャート

以下のフローチャートを参考に、ご自身が市民税・県民税の申告の必要がある場合は必ず期限内に申告をしてください。
提出期限を守らないと「所得・課税証明書」の交付が遅くなったり、公的サービスが受けられない場合があります。

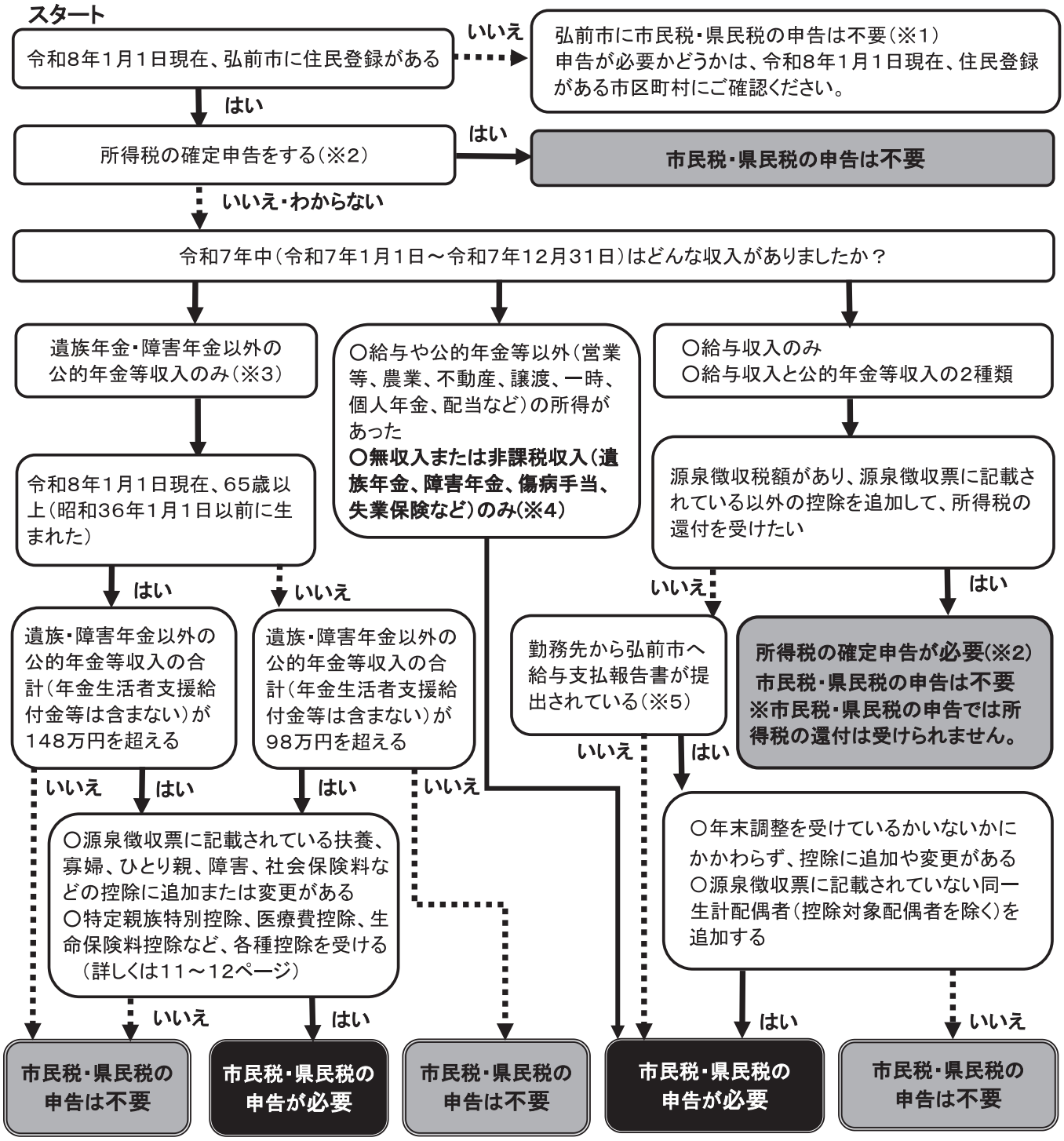

（※1）令和8年1月1日現在、弘前市に住民登録がなくても家屋敷等を有する人は、弘前市に家屋敷等についての申告が必要です。
（※2）所得税の確定申告については、3ページをご確認ください。
（※3）公的年金等（遺族・障害年金を除く）を受給している場合は源泉徴収票と同じ内容の書類が弘前市に提出されるため、それ以外の収入や控除の追加がない場合は、市民税・県民税の申告は必要ありません。
（※4）本庁の申告会場へ来場する場合は、スマホとマイナンバーカードを忘れずにお持ちください(※両方をお持ちの人のみ)。
（※5）複数の勤務先から給与が支給されていた場合は、その全ての勤務先から弘前市へ給与支払報告書が提出されていること。

【注意】 このフローチャートは、一般的な例を示しています。
なお、フローチャートにより市民税・県民税の申告が不要とされた人でも、所得税の納付または還付のために確定申告書の提出が必要となる場合や、各種保険料の算定・軽減・給付金や手当支給などのために市民税・県民税の申告が必要となる場合があります。
また、市民税・県民税の申告が必要とされた人でも3ページ「所得税の確定申告について」の【注意】へ記載されている申告については、弘前市では受付しておりません。

税務署からのお知らせ

自宅からスマホやパソコンでe-Tax！

○スマホとマイナンバーカードでe-Tax！

マイナンバーカード読取対応のスマホとマイナンバーカードがあればいつでもどこでもe-Taxによる申告ができます。

○申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」から！

「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成及びe-Taxによる送信（提出）ができます。

また、自動計算されるので計算誤りがありません。

○e-Taxの送信に必要なもの

・マイナンバーカード
・マイナンバーカード読取対応のスマホ
（又はICカードリーダライタ）
・マイナンバーカードのパスワード２つ
①利用者証明用電子証明書のパスワード（数字４桁）
②署名用電子証明書のパスワード（英数字６～16文字）

○その他

・申告書作成会場は大変混雑します。質問は国税相談専用ダイヤル（電話0570-00-5901）をご利用ください。
つながらない場合には弘前税務署（電話0172-32-0331）に電話をおかけいただき、最初の自動音声に従ってください（「電話相談センター」につながります。）。
・詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

所得税の確定申告について

２月１６日（月）から３月１６日（月）までの午前９時～午後４時（土・日曜日、祝日を除く）、市立観光館にて税務署が申告書作成会場を開設しています。

なお、１月～２月（申告書作成会場開設期間を除く）については、原則としてLINEによる事前予約制で対応します。

【注意】 次に該当する申告は、弘前市では受付しておりません。市立観光館にて申告をしてください。

令和６年分以前の所得税の申告、青色申告、準確定申告（死亡した人などの申告）、初めて住宅借入金等特別控除を受ける申告、雑損控除の申告、株式等の譲渡所得の申告、先物取引の申告、暗号資産所得の申告、建物に係る譲渡所得の申告

《市立観光館で申告される人へ》

・自宅からと同様にご自身のスマホにより、ご自身で申告書等の作成をお願いしています。
・マイナンバーカード（マイナンバーカードの発行時に設定した暗証番号を含む。）を所有の人は、電子証明書や暗証番号の有効期限を必ずご確認いただいた上でお持ちください。有効期限を過ぎた場合、e-Tax 手続き等のご利用ができません。
・申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。
・「入場整理券」はLINEによる事前予約と会場での当日配付があります。
・ LINEによる事前予約を行う場合は、国税庁LINE公式アカウントの友だち追加が必要です。

※期間後半は特に混雑し、「入場整理券」の配付状況によっては、後日のご来場をお願いすることもありますので、ぜひLINEによる事前予約をご利用ください。

・市立観光館の申告書作成会場には提出コーナーを設置しないため、申告書を既に作成しており、提出のみの人は税務署で申告書の提出をお願いします。また、令和７年１月から申告書等の控えに受付印の押なつを行っていません。

※ e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができますので、ぜひご利用ください。

確定申告はマイナポータル連携にお任せください

○ご利用のメリット!

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます（マイナポータル連携）。医療費の領収書等の収集や集計が不要で大変オススメです♪

なお、マイナポータル連携の利用には事前準備が必要です。手続に時間がかかる場合がありますのでお早目の準備をお願いします。

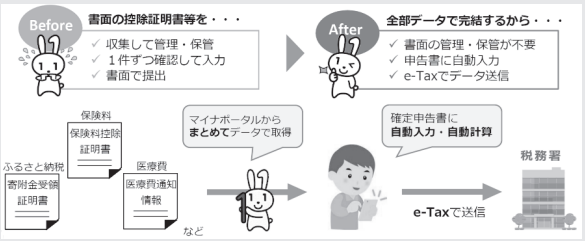

マイナポータル連携の詳細はこちら

事前準備の詳細はこちら

ふるさと納税ワンストップ特例について

次の場合に該当する人は、ワンストップ特例の申請を行った場合であっても、ワンストップ特例を適用することができなくなり、その年のふるさと納税の全額について、所得税の確定申告を行う必要がありますのでご注意ください。

①所得税の確定申告書を提出する場合（医療費控除の適用を受けるために、確定申告をする場合など）
②ふるさと納税先の自治体数が６団体以上となる場合

本庁受付日程

受付時間 午前8時30分～午後4時（時間厳守でお願いします）
※番号札は8時に設置し、配布を開始します。

受付会場 市役所　前川新館3階　申告会場

待ち時間がない
電子申告・郵送申告（1ページ）
e-Tax（3ページ）
をご検討ください。

※各期間の初日や午前中は混雑が予想されますので、ご了承ください。早朝からのご来場は午前中の混雑を招きます。庁内の安全管理の面からも番号札配布開始前の庁舎への立ち入りはご遠慮ください。
※収入が無かったまたは非課税収入のみの人で、マイナンバーカード（数字4桁のパスワード及び英数字6～16桁の署名用電子証明書のパスワードがわかる場合のみ。）とスマホがある人は忘れずにお持ちください。
※駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関での来庁にご協力ください。
※市役所へ申告にお越しの人は、市役所駐車場・市立観光館地下駐車場（市役所向かい）の駐車料金が無料となりますので、駐車券を申告会場へお持ちください。

対象者限定	受付日	対象町会区分	2月16日（月）～2月18日（水）受付対象者
	2月16日（月）	町会指定A	・収入が無かった人 ・非課税収入（遺族年金、障害年金、傷病手当、失業保険など）のみの人 ・収入が公的年金のみで各種控除を受けようとする人 ・収入が公的年金に加えて、給与、退職所得、一時所得（生命保険の満期返戻金など）、雑業務所得（シルバー人材センター配分金など）、雑その他所得（個人年金など）のみの人
	2月17日（火）	町会指定B	
	2月18日（水）	町会指定C	
	【注意】 給与のある人は対象外となります（※公的年金もある人を除く）。事業所得・不動産所得・譲渡所得のある人も対象外です。 また、混雑緩和のため、下表の町会指定区分で来場日を指定します。ご協力をお願いします。		

対象者限定なし

町会指定		2月19日（木）～2月25日（水）（土・日曜日、祝日を除く）						
町会指定A	あ	悪戸 徒町	石渡 徒町川端町	植田町	大浦町	大久保	大富町	大原1～3丁目
	か	学園町 萱町 清原1～4丁目	春日町 川合 五十石町	門外 河原町 紺屋町	門外1～4丁目 寒沢町	上瓦ケ町 北瓦ケ町	紙漉町 北新寺町	亀甲町 北柳町
	さ	坂本町 下湯口 清野袋1～5丁目	相良町 樹木1～5丁目	桜林町 城西1～5丁目	笹森町 城南1～5丁目	茂森町 新寺町	品川町 新寺町新割町	清水富田 清野袋
	た	代官町 徳田町	田代町 外崎1～5丁目	館野1・2丁目	田茂木町	津賀野	土堂	藤内町
	な	撫牛子 野田1・2丁目	撫牛子1～5丁目	中瓦ケ町	西ケ丘町	西川岸町	西大工町	禰宜町
	は	馬喰町	浜の町東1～5丁目	袋町	富士見町	船水1～3丁目	堀越	
	ま	町田1～3丁目 向外瀬1～5丁目	三岳町 百田	緑町	南瓦ケ町	南富田町	南柳町	向外瀬
	や	八代町	安原1～3丁目	山崎1～5丁目	山下町	吉野町		
	わ	若党町	若葉1・2丁目					

町会指定		2月26日（木）～3月3日（火）（土・日曜日を除く）						
町会指定B	あ	青山1～5丁目 大開1～4丁目	茜町1～3丁目 大町1～3丁目	旭ケ丘1・2丁目 親方町	新町	一番町	扇町1～3丁目	大清水1～4丁目
	か	覚仙町	堅田	堅田1～5丁目	上鞘師町	桔梗野1～5丁目	北園1・2丁目	楮町
	さ	栄町1～4丁目	小比内	小比内1～5丁目	下鞘師町	城東1～5丁目	住吉町	
	た	茶畑町	鉄砲町	銅屋町	土手町	富田町	富野町	豊原1・2丁目
	は	八幡町1～3丁目	藤代	藤代1～5丁目	藤野1・2丁目	文京町		
	ま	松原西1～3丁目 元大工町	南大町1・2丁目 元寺町	南城西1・2丁目 元寺町小路	南袋町 元長町	南横町	稔町	宮川1～3丁目
	や	山道町						
	わ	和徳町						

町会指定		3月4日（水）～3月9日（月）（土・日曜日を除く）						
町会指定C	あ	青樹町 狼森	石渡1～5丁目 大川	泉野1～5丁目 大清水	一野渡 大和沢	岩賀1～3丁目 桶屋町	駅前1～3丁目 表町	駅前町
	か	鍛冶町 金属町	上白銀町 蔵主町	川先1～4丁目 小栗山	神田1～5丁目 小沢	北川端町 小人町	北横町 駒越町	清富町
	さ	在府町 清水1～3丁目	坂元 清水森	桜ケ丘1～5丁目 下白銀町	三世寺 自由ケ丘1～5丁目	山王町 新鍛冶町	塩分町	茂森新町1～4丁目
	た	鷹匠町 富田1～3丁目	高田 豊田1～3丁目	田町1～5丁目 取上1～5丁目	俵元1・2丁目	千年1～4丁目	常盤坂1～4丁目	外瀬1・2丁目
	な	長坂町	中崎	中野1～5丁目	南塘町	新里（字西里見）	西茂森1・2丁目	西城北1・2丁目
	は	浜の町北1・2丁目 樋の口1・2丁目	浜の町西1～3丁目 百石町	原ケ平 百石町小路	原ケ平1～5丁目 平岡町	東城北1～3丁目 広野1・2丁目	東長町 富士見台1・2丁目	東和徳町 本町
	ま	松ケ枝4～5丁目 宮園1～5丁目	松木平 御幸町	松原東1～5丁目 森町	松森町	馬屋町	緑ケ丘1～3丁目	南川端町
	わ	和田町						

町会指定なし	3月10日（火）～3月16日（月）（土・日曜日を除く）
	町会の指定はありません
	※上記日程及び5ページの日程にお越しになれない人を含みます。**混雑が予想されますので、あらかじめご了承ください。**

【注意】　下記の日程にお越しになれない場合は、本庁地区での受付となります。

各地区会場での申告受付は当該地区の件数に応じて職員を配置していますので、地区外の人はご遠慮くださるようお願いします。

待ち時間がない
電子申告・郵送申告（1ページ）
e-Tax（3ページ）
をご検討ください。

出張所地区および城東地区日程

受付時間　午前9時30分～午後3時（※各会場の開館時間・番号札設置・番号札配布開始は午前9時）
➢開館時間前のご来場や時間前に開館を求める行為はお控えくださるようお願いします。
＜受付期間・受付会場＞
※石川公民館は地域交流館あじさい（弘前市大字石川字庄司川添19-1）へ移転しましたので、ご注意ください。

地区名	受付会場	受付日	対象となる町名			
船沢地区	船沢公民館	1月26日（月）	午前	細越　折笠　中別所	午後	富栄
		1月27日（火）	午前	蒔苗　宮舘	午後	弥生　上弥生　杉山
新和地区	新和地区体育文化交流センター	1月29日（木）	午前	小友	午後	青女子
		1月30日（金）	午前	三和	午後	種市　笹舘
城東地区	総合学習センター	1月29日（木）	午前	早稲田1～4丁目　高田1～5丁目　高崎1・2丁目		
			午後	城東中央1～5丁目　松ケ枝1～3丁目　福田　境関1丁目 福村1丁目　稲田1・2丁目　田園1～5丁目		
		1月30日（金）	午前	城東北1～4丁目　新里（字西里見を除く）　福田1～3丁目		
			午後	末広1～5丁目　和泉1・2丁目　境関　福村		
東目屋地区	東目屋公民館	2月10日（火）	午前	国吉　桜庭　米ケ袋　中畑　高野　館後		
			午後	黒土　吉川　平山　中野　番館		
石川地区	**石川公民館 ※**	2月　3日（火）	石川　薬師堂			
		2月　4日（水）	小金崎　大沢　乳井　小金崎1丁目			
高杉地区	北辰学区高杉ふれあいセンター	2月　5日（木）	午前	高杉	午後	楢木　元薬師堂
		2月　6日（金）	午前	独狐　前坂　糠坪	午後	鬼沢
裾野地区	裾野地区体育文化交流センター	2月13日（金）	十腰内　貝沢　十面沢　大森			

相馬総合支所地区日程

受付時間　午前9時～午後3時（※番号札設置・配布開始は午前8時30分）
➢庁内の安全管理などの面から番号札配布開始前の庁舎への立ち入りはご遠慮ください。
受付会場　相馬総合支所　1階多目的室（民生課前の通路を左に曲がったところ）
＜受付期間・町会指定＞

受付日	対象となる町会名		受付日	対象となる町会名	
	午前	午後		午前	午後
1月26日（月）	水木在家　桐ノ木沢 相馬　前相馬　沢田	五所　山田　昴	1月27日（火）	紙漉沢　黒滝 坂市　藍内	安田　湯口 藤沢　大助

岩木総合支所地区日程

受付時間　午前9時～午後3時（※番号札設置・配布開始は午前8時30分）
➢庁内の安全管理などの面から番号札配布開始前の庁舎への立ち入りはご遠慮ください。
受付会場　岩木総合支所 1階多目的室（正面玄関を入ってすぐ右側）
＜受付期間・町会指定＞
➢班で指定されている町会もありますのでよくご確認ください。
　なお、ここで指定した班とは回覧板を回す際に分けられている班のことです。
➢上弥生および杉山町会の人は、上記の「船沢地区」の会場へお越しください。

受付日	対象となる町会名		受付日	対象となる町会名	
	午前	午後		午前	午後
2月2日（月）	鼻和1～10班 一町田1～4班	一町田5～18班	2月6日（金）	新岡1～8班 宮地1～2班	新法師 宮地3～10班
2月3日（火）	葛原 五代1～4班	五代5～15班	2月 9日（月）	兼平1～8班 鳥井野1～2班	鳥井野3～10班
2月4日（水）	百沢1～8班 如来瀬	百沢9～17班 真土	2月 10日（火）	賀田 駒越	熊嶋 ﾋﾞﾚｯｼﾞﾊｳｽ岩木
2月5日（木）	横町 高屋1～12班	高岡 高屋13～26班	2月 12日（木）	愛宕 龍ノ口	八幡 常盤野

申告に必要なもの

【共通して必要なもの】

必要書類など	留意事項
本人確認書類 **（個人番号（マイナンバー）・身元確認書類）**	**〈申告者の個人番号（マイナンバー）〉** ➢申告書への記入と①～③のいずれかの提示が必要。（市民税・県民税申告書を郵送または申告書提出箱へ提出する場合、①～③のいずれかの写しの添付が必要。※①は両面の写し） ①マイナンバーカード **➢電子申告希望の人（本庁会場のみ）は下記ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞと、電子証明書の有効期限をご確認のうえ、スマホもお持ちください** **❶署名用電子証明書のﾊﾟｽﾜｰﾄﾞ（英数字6～16文字）❷利用者証明用電子証明書のﾊﾟｽﾜｰﾄﾞ（数字4桁）** ②通知カード（氏名、住所等に変更がない場合に限る）＋ 身元確認書類（運転免許証、障害者手帳健康保険等の資格確認書など） ③個人番号入りの住民票＋身元確認書類 **〈配偶者・扶養親族・事業専従者の個人番号（マイナンバー）〉** ➢申告書への記入が必要。
申告書	20ページを切り取って使用。（市ホームページからもダウンロードできます） ※ こちらの市民税・県民税申告書では所得税の還付は受けられません。
代理人の身元確認書類	代理人が申告する場合、代理人の身元確認書類も必要。
ハンコ（認印など）	代理人が申告する場合、申告者のハンコが必要となる場合があります。 ※ スタンプ印は使用不可
確定申告をするために必要なもの	e-Taxを利用するための利用者識別番号を取得済の人は、その番号がわかるもの（税務署からのハガキや利用者識別番号を取得した控えなど） 令和7年分の所得税に係る予定納税をされた人は、その金額がわかるもの（税務署からのお知らせなど） 所得税の還付を受ける人は、還付金を受け取る口座番号がわかるもの（申告者名義の口座に限ります）

【所得の計算に必要なもの（例）】　※ 来庁し対面で申告をする際は、申告書に必要事項を記載した上で下表の必要書類もお持ちください。

所得の種類	必要書類など
給与所得・公的年金等	**源泉徴収票原本**・給与支払明細書または支払証明書など（**郵送または申告書提出箱へ提出する場合は写しを添付**）
農業所得 **（家庭菜園や飯米など家事消費分のみの人は農業所得の申告は不要です。）** 営業等所得 不動産所得	**収入（売上金額）のわかるもの** ➢売買仕切書、精算書、販売・売上金額がわかる帳簿類など ➢**果樹共済などの給付金・その他事業に対する支援策である各種助成金額がわかる書類** ➢賃貸借に関する契約書、賃貸料がわかる書類など **支出（必要経費）のわかるもの** ➢必要経費の領収書、農協の経費の一覧表など ➢令和7年度　固定資産税・都市計画税納税通知書兼課税明細書 （営業や農業に使用しているまたは賃貸借している土地や家屋の固定資産税を支払っている場合） ➢令和7年度　（軽）自動車税種別割納税通知書や車検代の領収書など （営業や農業に自動車を使用している場合） ※営業等や農業、不動産の申告をする場合は、下記の作業をお願いします。 ・収入及び経費の対象となる仕切書や領収書（レシート）を種類ごとに仕分けをし、合計額を計算する。 ・それぞれの合計額を所得の内訳の該当欄に記載し所得内訳を完成させる。（詳しくは13・14ページをご確認ください。）
一時所得	生命保険の一時金や満期返戻金の通知書など
配当所得	株式等の配当の支払通知書・特定口座年間取引報告書等
譲渡所得	・売買契約書、譲渡資産を取得した時の契約書など ・特別控除に関する証明書等 ・仲介手数料、譲渡するための果樹の伐採や建物の取り壊し費用などの領収書
雑所得	・シルバー人材センターの配分金支払証明書 ・個人年金保険を年金形式で受け取った場合の支払証明書 ・原稿料や講演料などの支払調書や報酬額がわかる書類など

【控除の計算に必要なもの（例）】　※控除の種類は11～12ページをご確認ください。

控除の種類	必要書類など
社会保険料控除	・前年中に納めた国民健康保険料などの領収証書や納付確認書 ・国民年金保険料などの領収書や控除証明書
生命保険料・地震保険料控除	保険会社が発行する保険料控除証明書
障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書（介護福祉課・岩木総合支所・相馬総合支所で発行）
勤労学生控除	専修学校や各種学校の生徒、職業訓練法人の認定職業訓練を受けている人は、その学校や法人から交付される証明書
寄附金控除 （ふるさと納税など）	寄附した団体から交付された寄附金受領証明書等
医療費控除 【※明細書の添付が必須】	医療費控除の明細書等。詳しくは15～17ページをご確認ください。

申告書の書き方

＜無収入、非課税収入のみの人の記入例＞

❶20ページの申告書を切り取り、「申告者」欄に「住所、フリガナ、氏名、個人番号（マイナンバー）、生年月日、世帯主氏名、続柄、電話番号（日中連絡がつく番号）」を記入。

❷申告者住所などの記入箇所のすぐ下**「◎前年中、無収入または非課税収入のみの人」の該当する項目に「○」をつけ、「◎所得金額」の「合計⑫」に「0円」を記入。**

❸必要であれば、「◎所得から差引かれる金額」の寡婦控除、ひとり親控除、障害者控除、扶養控除などを記入。

※扶養親族と別居の場合は、「別居の配偶者・扶養親族・事業専従者に関する事項」に別居の住所を記入。

※所得控除の金額について詳しくは11～12ページをご確認ください。

❹申告書提出までの流れ（郵送申告・申告書提出箱）については1ページをご確認ください。

令和8年度（令和7年分）　市民税・県民税申告書

弘前市長殿	❶ 申告者 現住所	弘前市大字 上白銀町1番地1	職業		屋号	区
	1月1日住所（上記と異なる場合のみ記入）	弘前市大字 ※現住所と同じ場合は記入不要	生年月日	大 昭 平 令	57 年 4 月 1 日	
	フリガナ / 氏名	ヒロサキ　ジョウミ / 弘前　城美	世帯主氏名	弘前　城美	続柄	本人
令和 8 年 2 月17日提出	個人番号	0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1	電話番号	35－1111		

❷

◎前年中、無収入または非課税収入のみの人（該当するものに○をつけてください。）

Ⓐ 遺族年金　B 障害年金　C 生活保護　D その他（　　）

◎所得金額（令和7年1月1日から令和7年12月31日までの分についてご記入ください。）

	A 収入金額	B 必要経費	C 専従者控除	所得金額
事 営業等	円	円	円	① A−B−C 円
その他	円	円		⑨ A−B 円
合計	⑦＋⑧＋⑨			⑩ 円
総合譲渡・一時	裏面の計算欄をご使用ください。			⑪ 円
			合計	⑫ 0 円

❸

◎所得から差引かれる金額（所得控除額）

				所得控除額
社会保険料控除	国民健康保険料 円	介護保険料 円		⑬ 円
	介護医療保険料 円	申告の[illegible]してください。		
地震保険料控除	地震保険料 円	旧長期損害保険料 円		⑯ 円
寡婦、ひとり親控除	寡婦（死別・離婚・生死不明・未帰還）	ひとり親		⑰ 300,000 円
勤労学生控除	学校名（　　）			⑱ 円
障害者控除	氏名 弘前　太郎　1 級	氏名　　級		⑲ 530,000 円
配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者（配偶者控除は⑳、配偶者特別控除は㉑へ記入し、同一生計配偶者は必をしてください。）	氏名	生年月日 大・昭・平　・　・		⑳ 円
	□ 個人番号			
	同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	合計所得金額 円	12ページ「配偶者（特別）控除の控除額」をご確認ください。	㉑ 円

扶養控除

氏名	続柄	生年月日	同居別居	控除額	個人番号
弘前　緑	母	大 昭 平 23.1.3	同・別	38 万円	0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2
		大 昭 平　・　・	同・別	万円	
		大 昭 平　・　・	同・別	万円	
		大 昭 平　・　・	同・別	万円	

平成２２年１月２日以後に生まれた人は１６歳未満の扶養親族にご記入ください。　扶養控除額の合計 ㉒ 380,000 円

16歳未満の扶養親族（扶養控除は受けられません）

氏名	続柄	生年月日	同居別居	控除額	個人番号
弘前　太郎	子	平 令 25.3.1	同・別		0 3 0 3 0 3 0 3 0 3 0 3
		平 令　・　・	同・別		
		平 令　・　・	同・別		

基礎控除	12ページをご確認ください。	㉔ 430,000 円	
		⑬から㉔までの合計	㉕ 1,640,000 円
		合計（㉕＋㉖＋㉗）	㉘ 1,640,000 円

別居の配偶者・扶養親族・特定親族・事業専従者に関する事項（1月1日時点の氏名・住所）

氏名	住所	国外居住	氏名	住所	国外居住
弘前　緑	青森市○○町□□番地△△	□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学　□障害者 □38万円以上の支払			□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学　□障害者 □38万円以上の支払

事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	専従者控除額	個人番号
		大 昭 平　・　・	円	
		大 昭 平　・　・	円	
所得税における青色申告の承認の有無	承認あり・承認なし	合計額	円	

＜収入のある人の記入例＞

令和8年度（令和7年分）　市民税・県民税申告書

弘前市長殿	申告者	現住所	弘前市大字 上白銀町１番地１	職業	農業	屋号	区 ヒロサキ農園
		1月1日住所（上記と異なる場合のみ記入）	弘前市大字 ※現住所と同じ場合は記入不要	生年月日	大 昭 平 令	３９年４月２０日	
		フリガナ / 氏名	ヒロサキ タロウ 弘前　太郎	世帯主氏名	弘前　太郎	続柄	本人
令和 8年 2 月17日提出		個人番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	電話番号	080-0000-0000		

◎前年中、無収入または非課税収入のみの人（該当するものに○をつけてください。）

A 遺族年金	B 障害年金	C 生活保護	D その他（　　）

◎所得金額（令和7年1月1日から令和7年12月31日までの分についてご記入ください。）

		A 収入金額	B 必要経費	C 専従者控除		所得金額
事業	営業等	円	円	円	① A−B−C	円
事業	農業	3,068,111 円	1,382,902 円	500,000 円	② A−B−C	1,185,209 円
不動産		1,200,000 円	320,810 円	0 円	③ A−B−C	879,190 円
利子		円			④	円
配当		円	円		⑤ A−B	円
給与		1,251,010 円	10ページをご確認ください。		⑥	601,010 円
雑	公的年金等	円	10ページをご確認ください。		⑦	円
雑	業務	円	円		⑧ A−B	円
雑	その他	円	円		⑨ A−B	円
雑	合計			⑦＋⑧＋⑨	⑩	円
総合譲渡・一時		裏面の計算欄をご使用ください。			⑪	円
				合計	⑫	2,665,409 円

◎所得から差引かれる金額（所得控除額）

						所得控除額
社会保険料控除	国民健康保険料 後期高齢者医療保険料	331,140 円	介護保険料	64,040 円	⑬	721,100 円
	国民年金・農業者年金等	325,920 円	社保・雇用・任継	円		
小規模企業共済等掛金控除	支払った第1種共済掛金、確定拠出年金掛金、心身障害者扶養共済掛金との合計額				⑭	144,000 円
生命保険料控除	新生命保険料	192,000 円	旧生命保険料	240,000 円	⑮	70,000 円
	新個人年金保険料	180,000 円	旧個人年金保険料	150,000 円		
	介護医療保険料	95,000 円	11ページをご確認ください。			
地震保険料控除	地震保険料	30,000 円	旧長期損害保険料	100,000 円	⑯	25,000 円
寡婦、ひとり親控除	寡婦（ 死別・離婚・生死不明・未帰還 ）		ひとり親		⑰	円
勤労学生控除	学校名（　　）				⑱	円
障害者控除	氏名	弘前　菊子	1級	氏名 / 級	⑲	530,000 円
配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者	氏名	弘前　林檎	生年月日	大・昭・平 42. 5. 10	⑳	330,000 円
（配偶者控除は⑳、配偶者特別控除は㉑へ記入し、同一生計配偶者は☑をしてください。）	□ 個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				
	同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	合計所得金額	円	12ページ「配偶者（特別）控除の控除額」をご確認ください。	㉑	円

扶養控除

氏名	続柄	生年月日	同居別居	控除額	個人番号
弘前　桜子	子	大 昭 平 4.8.3	同・別	33 万円	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
弘前　弘二郎	子	大 昭 平 15.10.5	同・別	45 万円	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
		大 昭 平 . .	同・別	万円	
		大 昭 平 . .	同・別	万円	

平成22年1月2日以後に生まれた人は16歳未満の扶養親族にご記入ください。　扶養控除額の合計 ㉒ 780,000 円

特定親族特別控除

氏名	続柄	生年月日	合計所得金額	控除額	個人番号
弘前　弘三郎	子	平 16.8.23	1,060,000 円	21 万円	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
		平 . .	円	万円	

12ページの「特定親族特別控除の控除額」をご確認ください。　特別控除額の合計 ㉓ 210,000 円

16歳未満の扶養親族（扶養控除は受けられません）

氏名	続柄	生年月日	同居別居	控除額	個人番号
弘前　菊子	子	平 令 25.1.1	同・別		6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6
		平 令 . .	同・別		
		平 令 . .	同・別		

基礎控除	12ページをご確認ください。				㉔	430,000 円
				⑬から㉔までの合計	㉕	3,240,100 円

	損害の原因	損害年月日	資産の種類	損害金額	補てん金額	災害関連支出の金額		
雑損控除（証明書添付）	火災	令和7. 4. 18	住宅	450,000 円	300,000 円	150,000 円	㉖	100,000 円

医療費控除（明細書の添付必須）	A 支払った医療費	B 補てん金額	□ セルフメディケーション税制を選択する	㉗	46,900 円
	176,900 円	30,000 円	合計（㉕＋㉖＋㉗）	㉘	3,387,000 円

別居の配偶者・扶養親族・特定親族・事業専従者に関する事項（1月1日時点の氏名・住所）

氏名	住所	国外居住	氏名	住所	国外居住
弘前　桜子	東京都○○区○○町□□番地△△	□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払	弘前　弘三郎	アメリカ合衆国	□配偶者 ☑30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払

事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	専従者控除額	個人番号
弘前　弘一郎	子	大 昭 平 2.5.21	500,000 円	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
		大 昭 平 . .	円	

所得税における青色申告の承認の有無	承認あり ・ 承認なし	合計額	円

※ 給与収入において源泉徴収票・給与明細書等がない人は申告書裏面（19ページ）に事業所または雇主から証明を受けてください。

※ 不動産所得のある人は申告書裏面（19ページ）に所得の収支内訳をご記入ください。

※ 農業・営業等事業所得のある人は18ページの収支内訳を記入し申告書に添付してください。

令和8年度市民税・県民税に関する主な税制改正

令和7年度税制改正おいて、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、給与所得控除の最低保障額の引上げ、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引き上げ、大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設が行われました。

当改正は令和7年1月1日～12月31日までの収入を基礎とする令和8年度以後の市民税・県民税に適用されます。

1. 給与所得控除の見直し 【対象者】給与収入が190万円以下の方

給与所得者に適用される給与所得控除について、令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度市民税・県民税から、給与収入金額が190万円以下の方の最低保障控除額が最大10万円引き上げられます。

〇改正前と改正後の控除額の比較

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
1,625,000円以下	65万円	55万円
1,625,000円超 1,800,000円以下		給与の収入金額×40%−10万円
1,800,000円超 1,900,000円以下		給与の収入金額×30%+8万円

2. 各種扶養控除等に係る所得要件の引上げ

令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度市民税・県民税から、各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件が10万円引き上げられます。

〇改正前と改正後の所得要件の比較

扶養親族等の区分	所得要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	58万円以下	48万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額	58万円超 133万円以下	48万円超 133万円以下
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	58万円以下	48万円以下
勤労学生の合計所得金額	85万円以下	75万円以下

3. 大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

従来より、納税義務者に、19歳以上23歳未満である特定控除対象扶養親族がいる場合、その納税義務者の前年の総所得金額等から市民税・県民税では45万円を控除することとされていましたが、令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度市民税・県民税から、合計所得金額が58万円を超える19歳から23歳未満の親族がいる場合においても、当該親族の合計所得金額に応じて納税義務者が受けられる控除額が逓減していく仕組みが新たに創設されます。

【対象者】 以下のいずれにも該当する人と生計を一にする納税義務者
- 年齢19歳以上23歳未満の親族（自己の配偶者、他の人の配偶者特別控除の対象となっている人、事業専従者等を除く）
- 合計所得金額が58万円超123万円以下

※合計所得金額に応じて控除額の適用はありますが、扶養親族としては扱われません。
※扶養親族の合計所得金額と納税義務者の特定親族特別控除額の詳細は12ページをご参照ください。

給与所得および公的年金等の雑所得の計算方法

<table>
<tr><th colspan="2">項　目</th><th colspan="4">計算方法</th></tr>
<tr><td rowspan="10">⑥</td><td rowspan="10">給与所得</td><td colspan="2">給与等の収入金額</td><td colspan="2">給与所得金額</td></tr>
<tr><td colspan="2">650,999円以下</td><td colspan="2">0円</td></tr>
<tr><td colspan="2">651,000円～1,899,999円</td><td colspan="2">給与収入－650,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">1,900,000円～3,599,999円</td><td rowspan="2">①給与収入÷4,000＝A
②Aの小数点以下切捨＝B
③B×4,000＝C</td><td>C×0.7－　80,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">3,600,000円～6,599,999円</td><td>C×0.8－440,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">6,600,000円～8,499,999円</td><td colspan="2">給与収入×0.9－1,100,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">8,500,000円以上</td><td colspan="2">給与収入－1,950,000円</td></tr>
<tr><td colspan="4">所得金額調整控除</td></tr>
<tr><td colspan="4">次の(1)若しくは(2)のいずれか、又は両方に該当する場合は、それぞれの算式により計算した控除額を上記所得金額から控除します。この控除を適用した後の金額を申告書⑥欄にご記入ください。
(1)給与等の収入金額が850万円を超え、本人、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、又は23歳未満の扶養親族がいる場合
控除額＝(給与等の収入金額(最高1,000万円)－850万円)×10%
※該当となる場合は、19ページ「所得金額調整控除に関する事項」欄に必要事項をご記入ください。
(2)給与所得と公的年金等の雑所得があり、上の表に従って計算した給与所得の金額と下の表に従って計算した公的年金等の雑所得金額の合計額が10万円を超えている場合
控除額＝給与所得金額(最高10万円)＋公的年金等の雑所得の金額(最高10万円)－10万円</td></tr>
<tr><td rowspan="11">⑦</td><td rowspan="11">公的年金等の雑所得</td><td></td><td>公的年金等の収入金額</td><td colspan="2">公的年金等の雑所得の金額</td></tr>
<tr><td rowspan="5">65歳未満の人
(昭和36年1月2日以後に生まれた人)</td><td>1,299,999円以下</td><td colspan="2">年金収入－600,000円
(マイナスになった場合は0円)</td></tr>
<tr><td>1,300,000円～4,099,999円</td><td colspan="2">年金収入×0.75－275,000円</td></tr>
<tr><td>4,100,000円～7,699,999円</td><td colspan="2">年金収入×0.85－685,000円</td></tr>
<tr><td>7,700,000円～9,999,999円</td><td colspan="2">年金収入×0.95－1,455,000円</td></tr>
<tr><td>10,000,000円以上</td><td colspan="2">年金収入－1,955,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">65歳以上の人
(昭和36年1月1日以前に生まれた人)</td><td>3,299,999円以下</td><td colspan="2">年金収入－1,100,000円
(マイナスになった場合は0円)</td></tr>
<tr><td>3,300,000円～4,099,999円</td><td colspan="2">年金収入×0.75－275,000円</td></tr>
<tr><td>4,100,000円～7,699,999円</td><td colspan="2">年金収入×0.85－685,000円</td></tr>
<tr><td>7,700,000円～9,999,999円</td><td colspan="2">年金収入×0.95－1,455,000円</td></tr>
<tr><td>10,000,000円以上</td><td colspan="2">年金収入－1,955,000円</td></tr>
<tr><td colspan="4">※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超える場合は所得額を10万円増額。
※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が2,000万円を超える場合は所得額を20万円増額。
※遺族年金、障害年金などは非課税収入となりますので、収入金額に含まれません。</td></tr>
</table>

所得から差し引かれる金額(所得控除額)に関する事項

項目		内容
⑬	社会保険料控除	前年中に本人または生計を一にする親族が負担することになっている国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などで本人が支払った額を控除できます。 **※本人と生計を一にする親族が受け取る年金・給与から天引き(特別徴収)されている社会保険料は、天引きされている人の控除対象となります。**
⑭	小規模企業共済等掛金控除	前年中に支払った小規模企業共済契約掛金(旧第二種共済契約を除く)、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金(iDeCoの掛金など)、心身障害者扶養共済掛金を控除できます。
⑮	生命保険料控除	前年中に支払った一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料はそれぞれの保険料の区分ごとに控除額を求め、合計したものを控除できます。(合計した時の控除限度額:7万円) ①新契約(介護医療保険等)に係る控除額の計算方法(平成24年1月1日以後締結分) ②旧契約に係る控除額の計算方法(平成23年12月31日以前締結分) ③新契約と旧契約の両方に係る控除額の計算方法 一般生命保険料・個人年金それぞれにおいて、①・②両方を足して控除を受ける場合(限度額28,000円)と、②のみの控除(限度額35,000円)のいずれか大きい金額となります。
⑯	地震保険料控除	前年中に支払った地震保険料があるときは、次の計算で求めた額を控除できます。 ①地震保険料 ②旧長期損害保険料 【注意】 ・平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約(保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの)には損害保険料控除を適用する経過措置が設けられています。(短期損害保険料控除は廃止) ・地震保険料控除と経過措置による旧長期損害保険料控除の両方を適用する場合は控除額の上限は25,000円です。

①新契約(介護医療保険等)に係る控除額の計算方法(平成24年1月1日以後締結分)

支払保険料	控除額
～ 12,000円	支払額の全額
12,001円 ～ 32,000円	支払額×0.5+6,000円
32,001円 ～ 56,000円	支払額×0.25+14,000円
56,001円 ～	28,000円(限度額)

②旧契約に係る控除額の計算方法(平成23年12月31日以前締結分)

支払保険料	控除額
～ 15,000円	支払額の全額
15,001円 ～ 40,000円	支払額×0.5+7,500円
40,001円 ～ 70,000円	支払額×0.25+17,500円
70,001円 ～	35,000円(限度額)

①地震保険料

支払保険料	控除額
～ 50,000円	支払額×0.5
50,001円 ～	25,000円(限度額)

②旧長期損害保険料

支払保険料	控除額
～ 5,000円	支払額の全額
5,001円 ～ 15,000円	支払額×0.5+2,500円
15,001円 ～	10,000円(限度額)

項目			対象者	本人の所得要件	市民税県民税控除額
⑰	ひとり親控除(本人)		現に婚姻していない人で、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子(他の人の同一生計配偶者や扶養親族とされている人を除く)がいる人	合計所得金額 500万円以下	**30万円**
	寡婦控除(本人)		現に婚姻していない人で、上記のひとり親控除に該当せず、次のいずれかに当てはまる人 ・夫と死別した後婚姻していない人や夫の生死が明らかでない人 ・夫と離別した後婚姻していない人で、合計所得金額58万円以下の扶養親族(他の人の同一生計配偶者や扶養親族とされている人を除く)がいる人	合計所得金額 500万円以下	**26万円**
	【注意】ひとり親控除および寡婦控除は、事実婚状態にあると認められる人(住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」等の記載がある人)がいる場合は適用することができません。				
⑱	勤労学生控除(本人)		勤労学生の人	合計所得金額が85万円以下、かつ給与所得等以外の所得が10万円以下	**26万円**
⑲	障害者控除	障害者(本人、配偶者、扶養親族)	本人や同一生計配偶者、扶養親族が次のいずれかに該当する人 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人や、知的障害者と判定された人 ・65歳以上で、障害者に準ずるもの(要介護認定相当)として市区町村長等の認定を受けた人		**26万円**
		特別障害者(本人、配偶者、扶養親族)	上記のうち、障害者が次の重度障害に該当する場合 ・身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人や、愛護手帳A相当の知的障害のある人 ・65歳以上で、特別障害者に準ずるもの(要介護4・5相当)として市区町村長等の認定を受けた人		**30万円**
		同居特別障害者(配偶者、扶養親族)	同一生計配偶者や扶養親族が上記特別障害者に該当し、本人や配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている人		**53万円**
	【注意】16歳未満の扶養親族を有する場合で、扶養控除の適用がないときにおいても適用されます。 本人の合計所得金額が1,000万円を超える人が同一生計配偶者を有する場合で、配偶者控除の適用がないときにおいても適用されます。				

項目			対象者	本人の所得要件	市民税県民税控除額
⑳	同一生計配偶者		合計所得金額58万円以下の生計を一にする配偶者 ※(老人)控除対象配偶者を除く		
⑳	配偶者控除	控除対象配偶者	合計所得金額58万円以下の生計を一にする配偶者がいる人 ※自身が配偶者の配偶者特別控除の対象になっている場合は適用不可	合計所得金額1,000万円以下	下記「配偶者(特別)控除の控除額」参照
⑳	配偶者控除	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者のうち年齢が70歳以上の場合(昭和31年1月1日以前に生まれた人)		
㉑	配偶者特別控除		合計所得銀額が58万円超133万円以下の生計を一にする配偶者(他の人の特定親族特別控除の対象となっている人を除く)がいる人 ※自身が配偶者の配偶者控除の対象になっている場合は適用不可 ※夫婦双方が配偶者特別控除適用は不可		
㉒	扶養控除	一般扶養親族	合計所得金額が58万円以下であり、16歳以上の生計を一にする扶養親族がいる人 (平成22年1月1日以前に生まれた人)		33万円
㉒	扶養控除	特定扶養親族	一般扶養親族のうち、扶養親族の年齢が19歳以上23歳未満の場合(平成15年1月2日～平成19年1月1日に生まれた人)		45万円
㉒	扶養控除	老人扶養親族	一般扶養親族のうち、扶養親族の年齢が70歳以上の場合(昭和31年1月1日以前に生まれた人)		38万円
㉒	扶養控除	同居老親等扶養親族	老人扶養親族が本人または配偶者の直系尊属で本人または配偶者と同居を常としている場合		45万円
㉓	特定親族特別控除		合計所得金額が58万円超123万円以下の19歳以上23歳未満(平成15年1月2日～平成19年1月1日に生まれた人)の生計を一にする親族(自己の配偶者、他の人の配偶者特別控除の対象となっている人を除く)がいる人		下記「特定親族特別控除の控除額」参照

個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。

【注意】・一人の扶養親族等を他の人が重複して扶養親族等とすることはできません(事業専従者との重複については14ページ参照)。
・16歳未満の扶養親族を有する場合は、「16歳未満の扶養親族」の欄に必要事項を忘れずにご記入ください。
・特定親族は扶養親族としては扱われませんので、非課税の判定等における扶養親族数には含まれません。

㉔	基礎控除	合計所得金額が2,500万円以下の人	合計所得金額が2,400万円以下	43万円
			2,400万円超2,450万円以下	29万円
			2,450万円超2,500万円以下	15万円
㉖	雑損控除	前年中に災害、盗難、横領で資産(家屋、家財、現金等)に損害があったときに控除できます。 控除額は次の(1)、(2)の算式で計算した金額のうち、いずれか多い金額です。 (1) (損失額―保険金などで補てんされる金額)―総所得金額等の10% (2) 損失額のうち災害関連支出の金額―5万円		
㉗	医療費控除 (セルフメディケーション税制)	15ページ参照		

配偶者(特別)控除の控除額

		本人の合計所得金額			控除の種類
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者の合計所得金額	580,000円以下	33万円	22万円	11万円	配偶者控除
	老人控除対象配偶者 ※昭和31年1月1日以前に生まれた人	38万円	26万円	13万円	
	580,001円～1,000,000円	33万円	22万円	11万円	配偶者特別控除
	1,000,001円～1,050,000円	31万円	21万円	11万円	
	1,050,001円～1,100,000円	26万円	18万円	9万円	
	1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円	7万円	
	1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円	6万円	
	1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円	4万円	
	1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円	2万円	
	1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円	1万円	

特定親族特別控除の控除額

特定親族の合計所得金額	納税義務者の特定親族特別控除額
580,001円～ 950,000円	45万円
950,001円～1,000,000円	41万円
1,000,001円～1,050,000円	31万円
1,050,001円～1,100,000円	21万円
1,100,001円～1,150,000円	11万円
1,150,001円～1,200,000円	6万円
1,200,001円～1,230,000円	3万円

農業所得・営業等所得・不動産所得申告書作成上の注意

◎記入する前に済ませておくこと（全事業共通）

①関係書類を収入と経費に分ける。

【注意】 令和7年1月1日～12月31日の日付のものが今回の申告対象です。

②経費の分は内訳の必要経費の項目ごとに仕分けし、それぞれの合計額を計算する。

例）1台の自動車を私用・事業の両方に使用している場合のガソリン代（車両保険、車検費用も同様）

ガソリン代総額10万円（私用3割、事業7割）⇒7万円が事業の経費となります。

私用・事業用が一体となって支出された費用は、私用と事業用を使用面積や使用期間などに応じて案分した上で、事業分の費用のみを経費に計上することになります。

※個人で事業（農業・営業等）や不動産貸付け等を行う全ての人（所得税の申告が必要ない人も含む）は、記帳と帳簿書類の保存（白色申告では帳簿：7年、関係書類：5年）が必要です。

帳簿の保存や記載が不十分であったことが税務調査で判明した場合、加算税が5%又は10%加重されます。

帳簿の記帳や保存制度等の詳細については、国税庁ホームページをご確認ください。

減価償却費について

農業や営業等事業に使用する建物、機械、自動車等で、取得価格が10万円以上のものについては、全額を取得した年の必要経費とするのではなく、使用可能年数（耐用年数）に分けて必要経費に算入することになります。

なお、取得価格10万円以上20万円未満のものは一括し、その取得価格の合計額の3分の1に相当する金額を取得した年以後3年間の各年分において必要経費に算入することも可能です。この場合、減価償却費は「取得価額÷3（端数切上）」となり、取得価格へ下表の償却率を乗じて求めた額とはなりませんので、ご注意ください。

〈昨年より前から事業で使用していた減価償却資産〉

昨年度の申告書の控えを参考にご記入ください。

〈昨年新たに購入した減価償却資産〉

取得価格×償却率×本年中の償却期間（事業に使い始めた月から年末までの月数/12月）×専用割合となります。

詳しくは、18、19ページ「減価償却費の計算」及び下表「減価償却資産の償却率」をご参照ください。

☆減価償却資産の償却率（ＣⅠ：平成19年4月1日以後取得、ＣⅡ：平成19年3月31日以前取得）

耐用年数	ＣⅠ	ＣⅡ	耐用年数	ＣⅠ	ＣⅡ	耐用年数	ＣⅠ	ＣⅡ
2年	0.500	0.500	6年	0.167	0.166	10年	0.100	0.100
3年	0.334	0.333	7年	0.143	0.142	11年	0.091	0.090
4年	0.250	0.250	8年	0.125	0.125	12年	0.084	0.083
5年	0.200	0.200	9年	0.112	0.111	13年	0.077	0.076

耐用年数14年以上の償却率はお問い合わせください。

〈中古で購入した減価償却資産〉

下表の耐用年数ではなく、取得後の使用可能年数を見積もって耐用年数として計算します。

ただし、取得後の使用可能年数の見積もりが困難な場合は、大規模な改修をしていない限り、以下の計算式で算出した年数を耐用年数として計算します。

※算出した年数が2年未満の場合は2年、その年数に1年未満の端数がある場合は端数切捨。

・耐用年数の全部を経過した資産⇒法定耐用年数×20%

例)H30年式の軽自動車をR7年に取得した場合　（4年）×20%＝0.8年→2年未満のため、2年

・耐用年数の一部を経過した資産⇒法定耐用年数－（経過年数×80%）

例)R5年式の軽自動車をR7年に取得した場合　（4年）－（2年×80%）＝2.4年→端数切捨てのため、2年

☆主な資産の耐用年数

軽自動車（軽トラック）	4年	乗用車	6年	トラック	5年
運送用貨物自動車（2トン以上）	4年	運送用貨物自動車（3ﾘｯﾄﾙ以上）	5年	貨物自動車（ダンプ）	4年
運送用貨物自動車（小型）	3年	二輪車	3年	除雪機・フォークリフト	4年
草刈機・耕耘機・田植機・トラクター・コンバイン・スプレイヤー・高架型作業機・噴霧器				7年	
パソコン	4年	テレビ・ラジオ・コピー機	5年	冷暖房機器・冷蔵庫・電話	6年
事務机・キャビネット（金属製）	15年	作業小屋(木造・合成樹脂)	15年	作業小屋(木造・モルタル)	14年
ビニールハウス(パイプ)	8年	ビニールハウス(木造)	5年	ビニールハウス(軽量鉄骨)	10年

専従者控除の求め方

生計を一にする配偶者や15歳以上の親族が、申告者ご自身が営む事業に1年のうち6か月を超えて従事したときは、専従者控除として以下の金額を所得金額から差し引くことができます。

ただし、事業専従者になった人は同一生計配偶者、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除または特定親族特別控除の対象とすることはできません。控除額はア）、イ）のどちらか少ない方の額となります。

ア）配偶者　86万円　配偶者以外　1人につき　50万円

イ）（事業所得＋不動産所得＋山林所得）÷（事業専従者の人数＋1）

【注意】イ）で事業所得と不動産所得がある場合、その事業専従者が事業、不動産両方に従事している場合のみ、事業所得と不動産所得を合算します。

農業所得の内訳について

経営面積	水田	りんご畑	普通畑
	アール	アール	アール

収入金額	水稲	農協販売分		
		6年産追加概算分		
		家事消費・贈答分		
		小計		
	りんご	農協販売分	期首(6年産仮渡金額) ア	
			6年産販売金額 イ	
			7年産販売金額 ウ	
			期末(7年産仮渡金額) エ	
			計(イ＋ウ＋エーア)	
		市場販売分		
		加工用		
		家事消費・贈答分		
		小計		
	その他			
		家事消費・贈答分		
	雑収入			
	7年末在庫			

〈令和6年産米追加概算金について〉

令和7年に入ってから支払われた上乗せ分については、令和7年分の収入として申告する必要があります(※令和7年度の申告で令和6年分の収入として申告済の場合を除く)。

〈農協〉

令和7年分のりんごの精算・仮渡金証明書からそれぞれの合計を記入します。

【注意】『令和6年産の販売内訳』・『令和7年産の販売内訳』の『販売経費』と『コンテナ利用料』については、必要経費の荷造運賃手数料へ計上します。

〈弘果〉

①すべての仕切書の**『税込み額』**を足し上げます。**⇒収入**

②すべての仕切書の**『仕切金額』**を足し上げます。

③合計した①『税込み額』から②『仕切金額』を引きます。

⇒経費（必要経費の荷造運賃手数料へ計上します。）

【注意】収入金額へ記入する金額は仕切書の『仕切金額』の合計額ではなく、『税込み額』の合計額となります。

※上記①の金額を記入します。

【注意】

果樹共済などの給付金・その他農業に対する支援策である各種助成金・給付金は農業の雑収入となります。（減価償却資産の補助は場合によって異なります。）

田畑を貸して現金や現物を受け取っている場合は、農業の雑収入となります。

ただし、**農業の売上収入がない人の場合は、不動産収入となります。**

収入金額合計（申告書表面A収入金額欄へ）	A

必要経費	雇人費	円	修繕費	
	労賃・賄い費など		事業用資産の修理費等	
	小作料・賃借料		動力光熱費	
	農地の賃借料など		ガソリン代など	
	減価償却費		作業用衣料費	
	下段内訳より		ヤッケ、長靴、手袋代など	
	利子割引料		農業共済掛金	
	事業用借入金利子		農業用共済掛金	
	租税公課		荷造運賃手数料	
	事業に関する税金		包装費用や運賃など	
	種苗費		土地改良費	
	種もみ代、苗代など		土地改良事業費など	
	肥料費			
	肥料代			
	農具費			
	農具代			
	農薬衛生費			
	農薬代、共同防除費など			
	諸材料費		雑費	
	農業資材代、箱代など			

必要経費合計（申告書表面B必要経費欄へ）	B

農業の経費について【注意】農業収入を得るために直接必要な支出以外は経費に該当しません。

経費科目	具　体　例
減価償却費	農業用の施設・機械・トラックなど（10万円を超えるもの）の償却費
利子割引料	農業のために借入れた資金（農地の取得資金や農業機械の購入資金を借入れた場合等）の支払利息 ※家事費分、元金の返済分は除く
租税公課	農地や農業に使用している土地・建物の固定資産税、農業機械や農業に使用している車両の自動車税（取得税・重量税を含む）、農協組合費、部会費、水利組合費、税込経理方式による消費税及び地方消費税 ※所得税・住民税・健康保険料等は除く
種苗費	種もみ、苗木などの購入費用　※家庭菜園分は除く
肥料費	化学肥料・たい肥の購入費用　※家庭菜園分は除く
農具費	使用可能期間が1年未満か購入価格が10万円未満の農具の購入費用
農薬衛生費	農薬の購入費用・共同防除の負担金
諸材料費	農業用資材購入費（箱・袋・縄・支柱等）
農業共済掛金	水稲・果樹などの共済掛金、農業用資産に対する共済掛金 ※自宅の火災保険料及び生命保険料等の掛金は除く

医療費控除について

医療費控除は2種類あり、”従来の医療費控除”と、”セルフメディケーション税制”のどちらかを選択できます。

控除を適用できる要件や控除額、添付書類等は下記のとおりです。

※医療費控除はあくまで所得控除であり、**申告することで支払った医療費そのものが還付されるわけではありません。**

【従来の医療費控除】

前年中に本人や本人と生計を一にする親族の医療費を支払ったときに、次の計算で求めた額を控除できます。

令和7年中に支払った医療費の総額－保険金等で補てんされる金額－10万円（※1）＝控除額（最高200万円）

（※1）ただし、所得の合計額が200万円以下の人は所得の合計額の5%

◎申告書への添付書類

- **医療費控除の明細書（16ページを切り取るか、市ホームページからExcel版等の様式をダウンロードしてください。）**
- **医療保険者等から交付を受けた医療費通知（医療費通知に記載された分の明細欄への記入を省略する場合のみ）**

医療費通知には、次の事項の記載が必須　①被保険者等の氏名　②療養を受けた年月　③療養を受けた人
④保険者等の名称　⑤療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称　⑥被保険者等が支払った医療費の額

【セルフメディケーション税制】

健康の保持増進および疾病の予防として「一定の取組（※2）」を行っている人が、本人や本人と生計を一にする親族に係る特定一般用医薬品等購入費(「スイッチOTC医薬品（※3）」購入費及びスイッチOTC医薬品と同種の効能または効果を有する一定の医薬品購入費）を支払ったときに、次の計算で求めた額を控除できます。

特定一般用医薬品等購入費の総額－保険金等で補てんされる金額－12,000円＝控除額（最高88,000円）

控除の対象となる医薬品は領収書に控除対象となることが記載されています。具体的な品目は厚生労働省ホームページをご覧ください。
この税制を選択する人は、市民税・県民税申告書を記入する際に、医療費控除の「セルフメディケーション税制を選択する」欄へ忘れずにチェック☑をお入れください。

◎申告書への添付書類

- **セルフメディケーション税制の明細書（市ホームページからExcel版等の様式をダウンロードしてください。）**

（※2）「一定の取組」とは 、次のいずれかに該当するものです。

- ・インフルエンザの予防接種や定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症等)
- ・市区町村が実施するがん検診や健康診査
- ・勤務先が実施する定期健康診断
- ・保険者が実施する健康診査（人間ドック、各種健（検）診等）
- ・特定健康診査（メタボ健診等）または特定保健指導

（※3）「スイッチOTC医薬品」とは　…　医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局等で購入できるOTC医薬品に転用された医薬品のことです。

【注意】申告書を提出する際に、医療費の個々の領収書等の提出は不要です。ただし、弘前市または税務署が提示または提出を求めることがありますので、法定納期限の翌日から5年間、ご自宅等で保管する必要があります。

※セルフメディケーション税制を選択する場合、医薬品の領収書等のほか、申告者が「一定の取組」を行ったことを明らかにできる書類（領収書、予防接種済証、結果通知表など）を保管しておく必要があります。いずれも、次の①～③の記載が必要です（①氏名　②取組を行った年　③事業を行った保険者、事業者もしくは市区町村の名称や取組に係る診察を行った医療機関の名称もしくは医師の氏名）。記載されていない場合、勤務先や保険者等からの証明が必要となります。

【重要！】医療費控除の明細書の添付が義務化されています

医療費控除を受けるには、「医療費控除の明細書」の作成・提出が必須となっています。
（**領収書の提出・提示のみの場合は、医療費控除を適用できません。**）

年分　医療費控除の明細書

※この控除を受ける人は、セルフメディケーション税制は受けられません。

1月1日住所	弘前市大字	氏　名	

医療費通知などの書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。

1　医療費通知に関する事項

医療費通知（※）を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。
※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）
（①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた人、④保険者等の名称、⑤療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑥被保険者等が支払った医療費の額）

(1) 医療費通知に記載された医療費の額(自己負担額)（注）	(2)(1)のうちその年中に実際支払った医療費の額	(3)(2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	ア　円	イ　円

（注）医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

2　医療費（上記1以外）の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた人の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとに**1年間分まとめて記入**できます。（「1 医療費通知に関する事項」に記入したものについては、記入しないでください。）

◎この明細書は、申告書と一緒にご提出ください。

(1) 医療を受けた人の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5)(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費	円	円
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
		□ 診療・治療　□ 介護保険サービス □ 医薬品購入　□ その他の医療費		
2 の 合 計			ウ	エ

医療費の合計	A	（ア+ウ）　円	B	（イ+エ）　円

3　控除額の計算

支払った医療費	（合計）　円	A
保険金などで補てんされる金額		B
差引金額（A－B）	（赤字のときは0円）	C
所得金額の合計額		D
D×0．05	（赤字のときは0円）	E
Eと10万円のいずれか少ない方の金額		F
医療費控除額（C－F）	（最高200万円、赤字のときは0円）	G

A・B → 申告書の「医療費控除」のA・B欄に転記します。

C・D → 申告書の⑫「所得金額」の合計欄の金額を転記します。
（注）次の場合には、それぞれの金額を加算します。
・退職所得（分離課税分は除く）及び山林所得がある場合…その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合…その所得金額（特別控除前の金額）

G → 申告書の「所得から差し引かれる金額」の㉗医療費控除欄に転記します。

医療費控除額の計算方法

（令和7年中に支払った医療費の総額 － 保険金などで補てんされる金額） － {10万円 （所得の合計額が200万円以下の人は所得の合計額の5%）} ＝ （医療費控除額（最高200万円））

医療費控除の明細書の記載要領

〈記入例〉

医療保険者や審査支払機関から交付された医療費通知がある場合は、**医療費通知を添付することによって、**医療費通知に記載された分の明細の記入を省略することができます。

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

（1）で記入した医療費のうち、**令和7年中に**実際に支払った金額を確認し、合計額を記入します。**医療機関の窓口で医療費負担の減免がある人は実際に支払った額で計算します。**

（2）の医療費について、補てん金がある場合は、その金額を記入します。ただし、給付目的の医療費の金額を限度とします。

医療費通知を添付する場合は、こちらに貼ってください。

1月

1

医療費通知（※）を添付する場合、右記の(1)～(3)を[illegible]
※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、[illegible]目が記載されたものをいいます。（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）
①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた人、④保険者等の名称、⑤療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑥被保険者等が支払った医療費の額

(1) 医療費通知に記載された医療費の額(自己負担額)(注)	(2)(1)のうちその年中に実際支払った医療費の額	(3)(2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	ア 133,500 円	イ 30,000 円

（注）医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

2 医療費（上記1以外）の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた人の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとに**1年間分まとめて記入**できます。（「1 医療費通知に関する事項」に記入したものについては、記入しないでください。）

(1) 医療を受けた人の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5)(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
弘前 太郎	○○病院	☑ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	186,400 円	89,800 円
〃	△△薬局	☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☑ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	24,600	
弘前 桜子	□□クリニック	☑ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	496,500	420,000
〃	JR、◇◇バス	☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☑ その他の医療費	1,440	
弘前 一郎	老人保健施設●●●	☐ 診療・治療 ☑ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	147,200	57,200
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入		
		治療 購入		
		治療 購入		
		治療 購入		
		治療 購入		
		治療 購入		
		治療 購入		
2 の 合 計			ウ 856,140	エ 567,000
医 療 費 の 合 計		A （ア+ウ） 989,640 円	B （イ+エ） 597,000 円	

「1 医療費通知に関する事項」に記入したもの以外の分について、領収書1枚ごとではなく、人ごと、病院・薬局等ごとに行を変えて、令和7年中に支払った医療費を1年間分まとめて記入します。
※介護保険サービスのうち、医療系のサービスを利用している人は、利用料の一部が医療費控除の対象となる場合があります。この場合、サービス事業所が発行する領収書に、医療費控除の対象となる金額が記載されています。
※控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。
※「□その他の医療費」欄は、例えば、公共交通機関を使った通院費や医療用器具の購入（いずれも医師の診療を受けるために直接必要なものに限ります。）などがある場合にチェックします。

補てん金（高額療養費や高額介護サービス費、医療保険金など）がある場合は記入します。
ただし、給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

◎この明細書は、申告書と一緒にご提出ください。

【注意事項】

●医療費通知について

医療保険者から交付される医療費通知には、必ずしも1年間の受診履歴がすべて記載されているとは限りません。よって、医療費通知の金額のうち、令和6年分の医療費が記載されている場合はその額を除いてご記入ください。また、医療費通知に記載のない分については、ご自分で医療機関ごとに計算し、明細にご記入ください。（医療費通知は、被保険者の医療機関等での受診履歴の確認等のために発行されるもので、確定申告や市民税・県民税申告での提出を目的とした書類ではありません。）

●補てん金について

次のようなものは、補てん金にあたるので、支払った医療費等から差し引いて控除額を計算します。
①健康保険から給付される療養費、高額療養費、付加給付金、出産育児一時金など ②介護保険から給付される高額介護サービス費 ③損害保険、生命保険契約に基づく医療保険金、入院給付金など ④治療費補てん目的の損害賠償金 ⑤任意の互助組織から受ける医療費補てん目的の給付金など（補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費から差し引きません。補てんされる金額が申告書を提出する時までに確定していない場合には、補てんされる見込額を支払った医療費から差し引きます。後日、補てん金を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、改めて正しい金額で申告することになります。）

●介護保険サービスについて

すべての介護保険サービスの利用料が医療費控除の対象となるわけではありません。介護保険サービス利用料のうち、医療費控除の対象となる金額は、サービス事業所が発行する領収書に「医療費控除対象額」などと記載されています。福祉用具のレンタル代や購入費は対象外です。介護保険から払い戻される高額介護サービス費は補てん金にあたるので、支払った医療費の金額から差し引く必要があります。

なお、指定介護老人福祉施設サービス費に係る自己負担額のみに対する高額介護サービス費については、2分の1に相当する金額を医療費の金額から差し引きます。（当該自己負担額の2分の1相当額が医療費控除の対象となるため）

●通院費・駐車料金について

医師の診療を受けるために直接必要で、かつ通常必要な通院費（バス・電車の運賃）は、医療費控除の対象となります。タクシー代は病状から見て急を要する場合や公共交通機関を利用できない場合に限って控除対象となります。車のガソリン代や駐車場代、高速道路料金は、通院に要したものであっても控除の対象となりません。

●はり、きゅう、マッサージの施術の対価について

マッサージ代やはり代が医療費控除の対象となるのは、何らかの症状を直接治療するための施術に支払った対価であり、かつ、その施術が法律で定められた専門家（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に規定する施術者、または柔道整復師法に規定する柔道整復師）によって行われた場合に限られます。健康増進のためのマッサージ代やはり代は医療費控除の対象外です。あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の資格のない者によるカイロプラクティク等の費用も対象となりません。

●寝たきりの人のおむつ代やストマ用装具について

寝たきりの人のおむつ代やストマ用装具の購入費用は、医師の判断により、治療を受けるために直接必要な費用とされていれば医療費控除の対象となります。控除を受けるには、領収書をもとに支出額等を「医療費控除の明細書」に記入し、主治医が発行した「おむつ使用証明書」（一定の要件を満たす人は、介護福祉課へ申請することにより「おむつ使用証明書」に代わる「主治医意見書内容確認書類」の交付を受けられる場合があります。）や「ストマ用装具使用証明書」を明細書に添付またはご提示ください。これらの書類に記載された①証明年月日、②証明書の名称及び③証明者の名称（医療機関名等）を明細書の欄外余白などに記載すれば、添付または提示は不要です。ただし、弘前市または税務署が提示または提出を求めることがありますので、法定納期限の翌日から5年間、ご自宅等で保管する必要があります。

1月1日住所	弘前市大字	氏名		業種	
事業所所在地				屋号	

○農業所得の内訳

経営面積	水田	りんご畑	普通畑
	アール	アール	アール

			区分	数量	金額
収入金額	水稲		農協販売分	俵	円
			家事消費・贈答分		
			小計		
	りんご	農協販売分	期首(6年産仮渡金額)　ア	箱	
			6年産販売金額　イ		
			7年産販売金額　ウ		
			期末(7年産仮渡金額)　エ		
			計(イ＋ウ＋エーア)		
			市場販売分		
			加工用		
			家事消費・贈答分		
			小計		
	その他				
			家事消費・贈答分		
	雑収入				
	7年末在庫				
収入金額合計(申告書表面A収入金額欄へ)				A	円

必要経費	雇人費 労賃・賄い費など	円	修繕費 事業用資産の修理費等	円
	小作料・賃借料 農地の賃借料など		動力光熱費 ガソリン代など	
	減価償却費 下段内訳より		作業用衣料費 ヤッケ、長靴、手袋代など	
	利子割引料 事業用借入金利子		農業共済掛金 農業用共済掛金	
	租税公課 事業に関する税金		荷造運賃手数料 包装費用や運賃など	
	種苗費 種もみ代、苗代など		土地改良費 土地改良事業費など	
	肥料費 肥料代			
	農具費 農具代			
	農薬衛生費 農薬代、共同防除費など			
	諸材料費 農業資材代、箱代など		雑費	
必要経費合計(申告書表面B必要経費欄へ)		B		円

○営業等所得の内訳

収入金額	売上金額	円
	家事消費	
	その他の収入	
収入金額合計(申告書表面A収入金額欄へ)	A	円

売上原価	期首　ア	円
	仕入金額　イ	
	期末　ウ	
	差引原価(ア＋イーウ)	

必要経費	給料賃金 従業員の給与など	円	通信費 電話料、切手代など	円
	外注工賃 下請への発注額など		広告宣伝費 宣伝費用	
	減価償却費 下段内訳より		接待交際費 顧客への接待費など	
	地代家賃 店舗等の賃貸料		損害保険料 事業用資産の保険料	
	利子割引料 事業用借入金利子		修繕費 事業用資産の修理費等	
	租税公課 事業に関する税金		消耗品費 事務用品代など	
	荷造運賃 包装材料費など		福利厚生費 事業主負担の保険料	
	水道光熱費 事業用の水道光熱費			
	旅費交通費 電車代、バス代など		雑費	
必要経費合計(申告書表面B必要経費欄へ)		B		円

◇雇人費・給料賃金の内訳

(農業・営業等所得の必要経費の雇人費・給料賃金欄へ)

住所		氏名
作業	日数	現金・現物
	延　日	円
住所		氏名
作業	日数	現金・現物
	延　日	円
住所		氏名
作業	日数	現金・現物
	延　日	円

◇減価償却費の計算

平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産《償却率は13ページ中段の　CⅠ　をご確認ください。》

減価償却資産の名称等	取得年月	取得価額(A)	償却の基礎になる金額(B)	耐用年数	償却率(CⅠ)	本年中の償却期間(D)	事業専用割合(E)	必要経費算入額A×CⅠ×D×E
	・	円		年		/12月	%	円
	・					/12月		
	・					/12月		
計		(農業・営業等所得の必要経費減価償却費欄へ)						円

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産《償却率は13ページ中段の　CⅡ　をご確認ください。》
(償却可能限度額まで達した償却資産は、その翌年以後5年間で残存価額を均等に1円まで償却することができます。)

減価償却資産の名称等	取得年月	取得価額(A)	償却の基礎になる金額(B)	耐用年数	償却率(CⅡ)	本年中の償却期間(D)	事業専用割合(E)	必要経費算入額A×CⅡ×D×E
	・	円	円	年		/12月	%	円
	・					/12月		円
計		(農業・営業等所得の必要経費減価償却費欄へ)						円

○給与収入

（源泉徴収票、給与明細書等がない人は事業所または雇主から証明を受けてください。）

月	日給	日数	月収	備考
1	円	日	円	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞与等	円			
合計	円			

勤務先住所

勤務先名　　印

勤務先電話番号　　（代表者印）

○寄附金に関する事項（受領証明書等添付）

都道府県、市区町村分（特例控除対象）		円
青森県共同募金会、日赤青森県支部分、都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）		
条例指定分	青森県	
	弘前市	

「都道府県、市区町村分（特例控除対象）」、「青森県共同募金会、日赤青森県支部分、都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）」の各欄には、当該団体へ寄附した金額をご記入ください。
「条例指定分」の「青森県」、「弘前市」の各欄には、青森県、弘前市の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれご記入ください。

○事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	円
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	
	損失額、被災損失額(白)	円

前年中の開廃業	開始・廃止	月　日	□他都道府県の事務所等

○所得金額調整控除に関する事項

氏名		続柄	
生年月日	大・昭 平・令　・　・	特別障害に該当する場合	級
別居の場合の住所			
個人番号			

○その他特殊事項など

家屋敷に関する事項

事務所・事業所家屋敷の所在地	弘前市大字

○不動産所得の内訳

不動産の所在地			
支払者の「名称」及び「所在地」等			
収入金額	家賃	（1ヶ月　円）×（　ヶ月）	円
	地代	（1ヶ月　円）×（　ヶ月）	
	小作料		
	収入金額合計（申告書表面A収入金額欄へ）		A　円
必要経費	減価償却費	円	修繕費　円
	借入金利子		土地改良費
	租税公課		
	損害保険料		雑費
	必要経費合計（申告書表面B必要経費欄へ）		B　円

◇減価償却費の計算

平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産※償却率は13ページ中段のＣＩをご確認ください。

減価償却資産	取得年月	取得価額（A）	償却の基礎になる金額（B）	耐用年数	償却率（ＣＩ）	本年中の償却期間（D）	専用割合（E）	減価償却費 A×CI×D×E
	・			年		/12月	%	
	・					/12月		
計	（必要経費の減価償却費欄へ）←							円

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産※償却率は13ページ中段のＣⅡをご確認ください。

（償却可能限度まで達した償却資産は、その翌年以後5年間で残存価額を均等に1円まで償却することができます。）

減価償却資産	取得年月	取得価額（A）	償却の基礎になる金額（B）	耐用年数	償却率（ＣⅡ）	本年中の償却期間（D）	専用割合（E）	減価償却費 B×CⅡ×D×E
	・		円	年		/12月	%	
	・					/12月		
計	（必要経費の減価償却費欄へ）←							円

○山林所得・退職所得に関する事項

	A 収入金額	B 必要経費	C 専従者控除額	D 特別控除額	E 青色申告特別控除額	所得金額
山林所得	円	円	円	円	円	A−B−C−D−E　円

	A 収入金額	勤続年数	普通・障害	B 退職所得控除額	C 差引金額（A−B）	所得金額
退職所得	円	年（年　月間）	□普通□障害	円	円	C×0.5　円

○総合譲渡・一時所得に関する事項

		A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除額	所得金額（A−B−C）	合計
総合譲渡	短期	円	円	円	イ　円	イ＋[（ロ＋ハ）×0.5]
	長期				ロ	
一時					ハ	円

○分離譲渡・株式譲渡・先物取引に関する事項

	A 収入金額	B 必要経費	差引金額（A−B）	C 特別控除額	所得金額
分離短期	円	円	㉙　円	円	A−B−C　円
分離長期			㉚		A−B−C
一般株式等の譲渡					㉛　A−B
上場株式等の譲渡					㉜　A−B
先物取引					㉝　A−B

特例適用条文　所得税法 租税特別措置法　条の　項　号

納付方法の選択

給与・公的年金等に係る所得以外（令和8年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外）の市民税県民税について希望する方を選択してください。

□ 給与から差引き（特別徴収）　□ 自分で納付（普通徴収）

源泉徴収票、各種証明書等（写し可）の右端をここに貼ってください。

令和8年度（令和7年分）　市民税・県民税申告書

区

弘前市長殿	申告者	現住所	弘前市大字	職業		屋号	
		1月1日住所（上記と異なる場合のみ記入）	弘前市大字	生年月日	大 昭 平 令　年　月　日		
		フリガナ		世帯主氏名		続柄	
		氏名					
令和　年　月　日提出		個人番号		電話番号			

◎前年中、無収入または非課税収入のみの人（該当するものに○をつけてください。）

A	遺族年金	B	障害年金	C	生活保護	D	その他（　　）

◎所得金額（令和7年1月1日から令和7年12月31日までの分についてご記入ください。）

		A 収入金額	B 必要経費	C 専従者控除		所得金額
事業	営業等	円	円	円	①	A−B−C 円
事業	農業	円	円	円	②	A−B−C 円
不動産		円	円	円	③	A−B−C 円
利子		円			④	円
配当		円	円		⑤	A−B 円
給与		円	10ページをご確認ください。		⑥	円
雑	公的年金等	円	10ページをご確認ください。		⑦	円
雑	業務	円	円		⑧	A−B 円
雑	その他	円	円		⑨	A−B 円
雑	合計	⑦＋⑧＋⑨			⑩	円
総合譲渡・一時		裏面の計算欄をご使用ください。			⑪	円
				合計	⑫	円

◎所得から差引かれる金額（所得控除額）

					所得控除額
社会保険料控除	国民健康保険料 後期高齢者医療保険料	円	介護保険料	円	⑬ 円
	国民年金・農業者年金等	円	社保・雇用・任継	円	
小規模企業共済等掛金控除	支払った第1種共済掛金、確定拠出年金掛金、心身障害者扶養共済掛金との合計額				⑭ 円
生命保険料控除	新生命保険料	円	旧生命保険料	円	⑮ 円
	新個人年金保険料	円	旧個人年金保険料	円	
	介護医療保険料	円	11ページをご確認ください。		
地震保険料控除	地震保険料	円	旧長期損害保険料	円	⑯ 円
寡婦、ひとり親控除	寡婦（ 死別・離婚・生死不明・未帰還 ）		ひとり親		⑰ 円
勤労学生控除	学校名（　　）				⑱ 円
障害者控除	氏名	級	氏名	級	⑲ 円
配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者 （配偶者控除は⑳、配偶者特別控除は㉑へ記入し、同一生計配偶者は☑をしてください。）	氏名		生年月日	大・昭・平　．　．	⑳ 円
	□ 個人番号				
	同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	合計所得金額	円	12ページ「配偶者（特別）控除の控除額」をご確認ください。	㉑ 円

扶養控除

氏名	続柄	生年月日	同居別居	控除額	個人番号
		大 昭 平　．　．	同・別	万円	
		大 昭 平　．　．	同・別	万円	
		大 昭 平　．　．	同・別	万円	
		大 昭 平　．　．	同・別	万円	

平成22年1月2日以後に生まれた人は16歳未満の扶養親族にご記入ください。　扶養控除額の合計 ㉒ 円

特定親族特別控除

氏名	続柄	生年月日	合計所得金額	控除額	個人番号
		平　．　．	円	万円	
		平　．　．	円	万円	

12ページ「特定親族特別控除の控除額」をご確認ください。　特別控除額の合計 ㉓ 円

16歳未満の扶養親族（扶養控除は受けられません）

氏名	続柄	生年月日	同居別居	控除額	個人番号
		平 令　．　．	同・別		
		平 令　．　．	同・別		
		平 令　．　．	同・別		

基礎控除	12ページをご確認ください。						㉔ 円
					⑬から㉔までの合計		㉕ 円
雑損控除（証明書添付）	損害の原因	損害年月日	資産の種類	損害金額	補てん金額	災害関連支出の金額	㉖ 円
				円	円	円	
医療費控除（明細書の添付必須）	A 支払った医療費		B 補てん金額		□ セルフメディケーション税制を選択する		㉗ 円
	円		円				
					合計（㉕＋㉖＋㉗）		㉘ 円

別居の配偶者・扶養親族・特定親族・事業専従者に関する事項（1月1日時点の氏名・住所）

氏名	住所	国外居住	氏名	住所	国外居住
		□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学　□障害者 □38万円以上の支払			□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学　□障害者 □38万円以上の支払

事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	専従者控除額	個人番号
		大 昭 平　．　．	円	
		大 昭 平　．　．	円	
所得税における青色申告の承認の有無	承認あり・承認なし	合計額	円	

◎裏面に計算欄、営業等や農業の申告については別途収支内訳書がありますので、ご使用ください。また、源泉徴収票、各種証明書等（写し可）は裏面に貼ってください。
◎「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）をご記入ください。
◎所得金額調整控除を適用する場合は、裏面に必要事項をご記入ください。

（注）この申告書は所得税の確定申告書ではありません。所得税の還付を希望する人、所得税の納付が必要な人、確定申告の義務がある人は、税務署に確定申告書を提出する必要があります。